

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	5-2	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行規則	根拠条項	113条の25①	許認可等の内容	介護支援専門員証の再交付	
<p>(介護支援専門員証の再交付等)</p> <p>第百十三条の二十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた都道府県知事に介護支援専門員証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 汚損又は破損を理由とする介護支援専門員証の再交付は、汚損し、又は破損した介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。</p> <p>4 介護支援専門員は、介護支援専門員証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに、発見した介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p>						